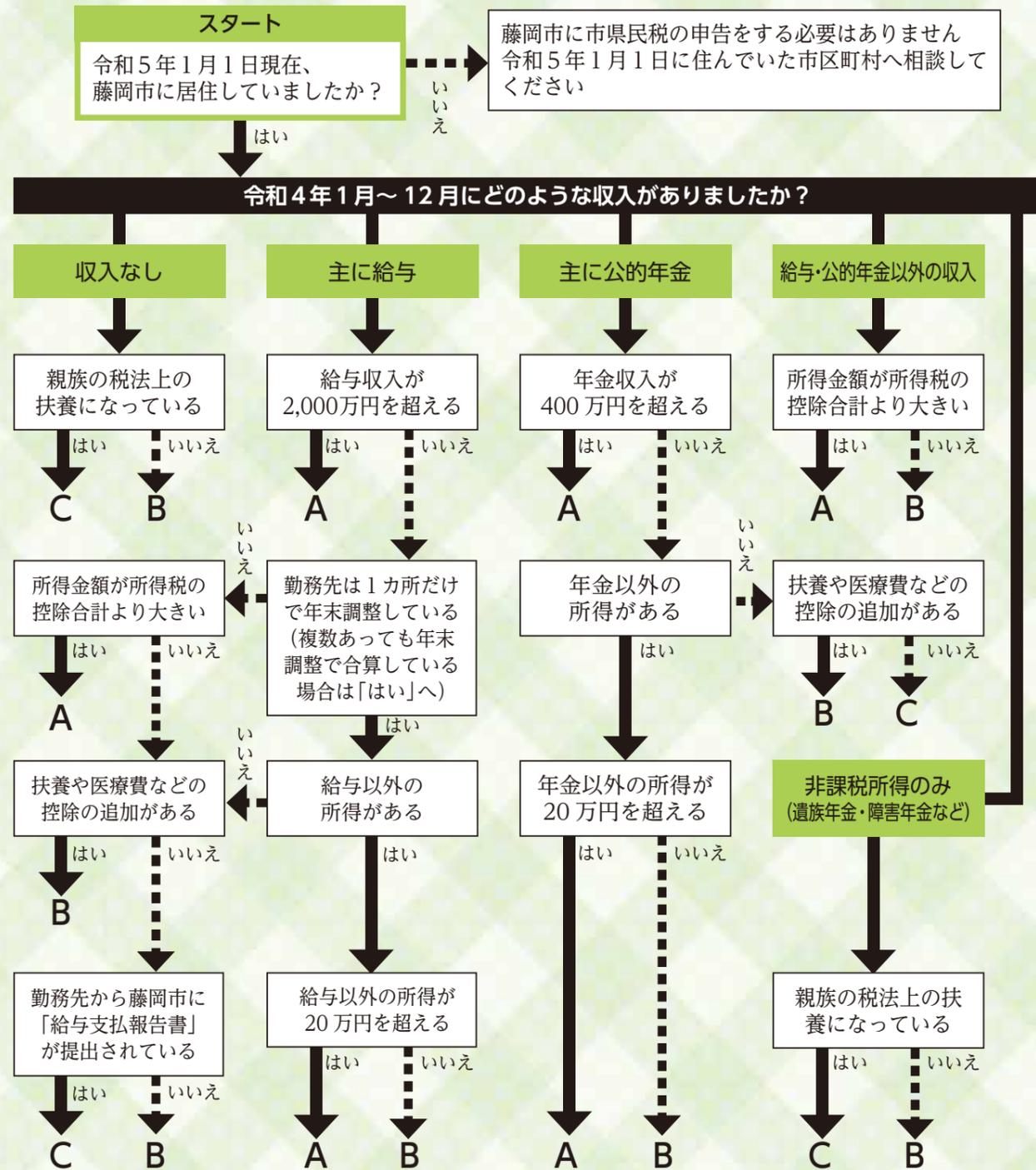


申告が必要か確認しましょう



※このフローチャートは一般的な例を示しています。不明な点は問い合わせてください

A	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
B	市県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告(A)が必要です。
C	確定申告・市県民税の申告は必要ありません	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告(A)が必要です。

所得税の確定申告・市県民税の申告



問い合わせ

▷所得税の確定申告=藤岡税務署(☎② 0971)

▷市県民税の申告=税務課(☎④ 2231)

確定申告はご自宅で！～「確定申告書等作成コーナー」が便利です～

確定申告には、自宅からスマートフォン・パソコン・タブレットで24時間いつでも申告書を作成できる**e-Tax(イータックス)・スマホ申告**が便利です。確定申告会場に向かなくても、マイナンバーカードを持っている人は、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタを利用して、申告書を提出できます。マイナンバーカードを持っていない人は、早めの取得をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、ぜひ自宅からe-Taxを利用してください。

1 STEP 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

2 STEP 送信方法の選択

3 STEP 収入・所得金額や控除などの入力

4 STEP 申告内容の事前確認・送信

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカード、マイナンバーカード対応のスマートフォンまたはパソコン(ICカードリーダライタ)を使用して作成

②ID(利用者識別番号)・パスワード(暗証番号)方式

顔写真付きの身分証明書を持って税務署で作成

③申告書を印刷して直接郵送する



確定申告書等作成コーナー



所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

日時 1月18日(水)～3月15日(水)(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後4時

※土地や建物などの譲渡所得や贈与税の申告相談などについては、下記の相談日に限ります

1月17日(火)・31日(火)、2月14日(火)・16日(木)・20日(月)・22日(水)・27日(月)、3月1日(水)・3日(金)・7日(火)・9日(木)・13日(月)・15日(水)

会場 藤岡税務署

その他 確定申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です

※スマートフォンを持っている人は、確定申告会場で基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成します

※午後4時前であっても、相談受け付けを終了する場合があります



国税庁LINE公式アカウント